

農地法批判 (續)

加藤 正 男

- 一 序 説
- 二 權利移動の最低基準面積について
- 三 自作農創設について (以上本誌前號)
- 四 小作關係について (以下本號)
- 五 未墾地などについて
- 六 農地法と他の法との關係
- 七 結 語

四 小作關係について

舊農地調整法のうちで最も中心的な部分は小作關係についての規定であつた。農地法も、だいたいこれをうけついでいる(第二章第三節)。論者のうちには、小作關係は、今後は從來ほどの重要さをもたないという者もある。なるほど舊法によつて、ある程度、小作地が減り、小作料が低下したことは、たしかである。しかし、前から考察しているように、前近代的土地所有關係と獨占資本・政治權力との密接な交渉によつて、地主・小作人の地位は舊法前と必しも變つてはいない。^(一) 舊來の名子小作的支配・服從關係、「天皇陛下の小作人」^(二) 的なものも、少からず残つている。全國的に廣くおこなわれた小作地とりあげは、その結果である。小作料もまた、必しも低下していない。こうした小作

人の地位がただちに自作農の地位にも影響し、また小作料額が土地の価格を決定するという意味において、小作関係の規定は今後もお大事な問題である。

一 小作関係と信義則について 農地法は、舊法以來の、貸貸借の解除などを定めている。そして、その解除をなしうる一つの場合として、小作人が信義に反した行爲をした場合を擧げているので(二〇條二項一號)、以下、この「信義」則を中心として小作関係を考察することとした。

右にもみたように、地主・小作人の地位は、舊法後もそれ以前にくらべて必しも變化していない。そして、その地位はたがいに交換することができず、またその利害は對立している。ところで、「信義」則は、民法の領域においては、兩當事者の利害の公平に貢獻し、現存の社會生活を維持發展させるのに役だつ、と説かれている。しかし、そのことは、兩當事者がたがいにその地位を交換することができ、また共通の利害をもつており、したがつて民法の統一的な支配原則に服することが期待されている、ということを前提した上のものである。それゆゑに、兩當事者がその地位を交換することができず、對立する利害をもつている小作關係に、民法原則としての信義則を強いて適用するならば、けつきよく、地主勢力を擁護し、小作權を壓えることとなる。舊農地調整法時代の舊農地貸貸借解除・解約の申請件数をみると、昭和二五年のそれは約三萬五千件(同二三年には約九萬六千件)で、そのうち地主からの申請が八〇・三%(二三年には九五・一%)であることは、(農林省農地部調)小作人に對する地主勢力の優位を物語つてゐる。

こうした意味において、農地法が「信義」云々の規定を設けていることは不當なものといわなければならぬ^(三)。しかも、舊農地調整法では「信義ニ反シタル行爲」の上に附いていた「貸借人が宥恕スベキ事情ナキニ拘ラズ小作料ヲ滞納スル等」という例示が(農調法九條一項)、農地法においては抹殺せられているのは、退歩というほかはない。

なお、貸貸借については、農事調停、知事の許可制などの問題もあるが、それらは後に考察したい(六(一)(二))。

(一) 小作關係における前近代的土地所有の殘存については、戒能「債權各論」二六九頁以下、川島「封建的契約とその解體」法社會學における法の存在構造一八三頁以下、本稿の隨所などをみよ。ある老農が農地改革のさい息子に向つて「俺の目の黒いうちは決して土地の解放を受けてはならない。先祖代々旦那様にはどのくらい御恩になつているか分らない」と戒めた話（鳥取縣某村）をも想起せよ。

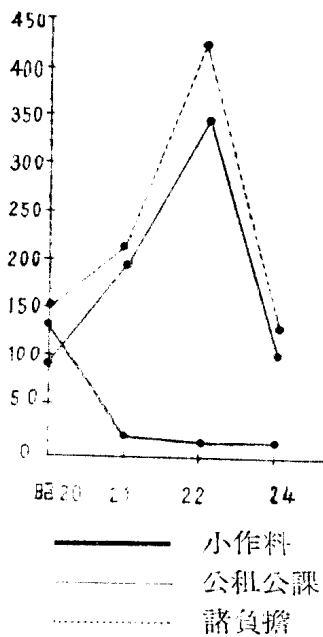
(二) 天皇に對する農民（自・小作をとわず）の信仰がどんなにあつたものであるかは、いうまでもない。しかし、皇室所有地が前橋・若松および水戸をあわせたほどの面積に等しいことは、彼らにはよく知らされていらない。農村と天皇については、なお、後掲の民科法律部會・法時二五頁、本稿六（三）の註四をみよ。

(三) なお、同志社法學一四號の拙稿・研究の三をみられたい。

(四) ちなみに、農地法二〇條二項三號も、舊農地調整法九條一項但書にもとづく同法施行令一一條にくらべて、後退している。すなわち、「貸借人の生計、貸借人の經營能力等を考慮し、貸借人がその農地〔など〕を耕作又は養畜の事業に供することを相當とする場合」(舊農調法二〇條二項三號)と、「……當該貸借人が自作ヲ爲スニ必要ナル經營能力、施設等ヲ有スルヤ否、貸人ノ自作ニ因リ當該農地ノ生産ガ増大スルヤ否、貸借ノ解除〔など〕ニ因リ當該農地ノ貸借人ノ相當ナル生活ノ維持ガ困難ナルト爲ルコトナキヤ否等ノ諸般ノ事情……」(舊農調法施行令一一條)とを對比せよ。

二 小作料について

この問題、特にその金納化の問題は、自作農の創設とともに、舊農地改革法の主要内容をなすものであつた。農地法も、これをだいたい受けついでいる(二一條)。この規定は、前にもふれたように、今後にお



いてもなお重要である。ところで、舊法以來、小作料率はある程度まで低下した。しかし、それは、獨占資本の農村支配によつて、ほとんど無意味となつてゐる。小作料にかわつて農家諸負擔がはね上つてゐることは、上の農家諸負擔の累年比較に關する圖をみればわかる(農家經濟調査による。昭九・一二を二〇〇とする日銀物價指數で換算)。しかも、この小作料は、戦前の現物小作料にきそをおいたものであり(農地法に

第1表 反當普通田小作料額累年表

(昭和) 21 年	22 年	23 年	24 年	25 年
74.24(圓)	93.31	189.14	228.63	295.32

第2表 反當水田小作料、農地價格の動き

	小作料額	前年比	農地價格	前年比
北海道	888(圓)	42 (%)	20,279(圓)	81 (%)
東北	1,128	63	42,607	65
關東	738	31	32,022	53
北陸	1,145	67	46,430	66
東山	760	5	54,116	61
東海	733	34	48,987	54
近畿	791	38	42,684	25
中國	780	32	45,531	48
四國	1,018	54	63,235	48
九州	1,039	52	44,748	60
全國平均	893	41	44,711	54

第3表 反當普通田賣買價格累年表

(昭和) 21 年	22 年	23 年	24 年	25 年
1,313(圓)	4,189	9,420	15,945	20,821

いう「省令で定める基準」(二一條)も未だに定められていない、また最初の石當り七五圓は現在では六〇〇圓となつてゐる。政府は、この理由として、米價や地租の値あげなど、その後の事情の變化をあげる(昭二五・九・一一農林省告示二七七號)。だが、米價の値あげは、生産費が高くなつたからで、生産に従事しない地主とは何の關係もない。耕作農民にとっては、企業利潤どころか、自家労働に對する正當な勞賃にも値いしない米價なのである。また、地主に對する地租が高いといつても、小作人の税金も高いのであつてそれは課税の方法が悪いことを示すものにほかならない。それにもかかわらず、政府は、その責任を小作人に轉嫁して、小作料を引きあげてしまつた。それだけではなく、間小作料は現在いたるところに存在している。第一表は、全國平

均反當り普通田小作料の累年表であり、第二表は、昭和二七年三月末現在反當り水田小作料の動きを地區別に示したものである。石當りにすれば、八、〇〇〇圓にのぼる開小作料も決して少くない。^(三)こうした小作料額が農地價格を當然に規定することは、第二表・第三表のとおりである(以上の表は勸銀調査による)。また、舊來の現物・勞働小作料以外に支拂うべき何ものもたない小作人の存在も、今では珍らしいことではな^(三)。

これらは、前にのべた地主と小作人との條件の違いにもよるものである。したがつて、小作料の支拂・受領違反の規定が小作人と地主との雙方に等しく罰則を課している點(二三條・九二條)、減額請求權の規定が地主の小作料引きあげを合法化している點^(四)(二四條)は、問題を殘すものである。しかも、舊農地調整法が、小作料額のほかその減免條件をも統制し(農調法九條の三一五)、また小作料の規定を小作條件にも準用していたのに(同九條の七)、農地法が、そうした規定を抹殺したのは、後退である。

(一) 木村・一六四頁以下は、この點においては、だいたい同説。

(二) 開小作料の一例。ある地主兼自作兼勤人は語る、「小作料は……餘り安すぎて地主に氣の毒であるというて、小作人が協議の上、田は反當三五〇圓、畑は二〇〇圓……。追加金納をしたり、賜物をする者もあつて、最高田で七〇〇圓、畑で五〇〇圓位……。私の小作人の一人は畑……二〇〇圓もつてきて、下駄二足、どうしてもとつて貰わねば心が濟まないといひます。しかし惡地主もないわけではなく、田で一、五〇〇圓から二、〇〇〇圓要求していると聞いています」と(近藤康男「農地改革の諸問題」五七―五八頁)。八〇〇〇圓の小作料の事例としては、富山縣永見郡その他の周邊、石川縣加賀丘陵(金澤農地事務局調)等々。

(三) 岩手縣の山村の事例では、物納者は、(1)收穫物の九分三(刈分)による分割、(2)年一定の賦役提供、そして(3)その代償として採草地・薪炭林の従前どおりの利用が許可せられている。なお、賦役として、山火事とか、見廻り、防火線の手入れなどを提供させられるという事例は、決して少くない(新しい形態の名子小作)。現物小作料殘存の事例として、なお、戒能綱・後掲一三七頁。

(四) 反對、和田・橋二〇二頁。なお、本文でのべたような意味から、本稿一(一)註(三)にかかげる意見には反對である。この栗原氏のような考えが「小作料は……下つている。そして強い國家的統制の下におかれているから……地租等の増加による若干

の引上が行われたとしても、小作料の最高限度を田では二割五分、畑では一割五分と定めた規定が……働く可能性は、當分の間全く認められない。(加藤「一」前掲國家學會、昭二四・一〇・三執筆、八五頁) という豫斷の背後にまつたくないならば、さいわいである。

三 小作契約の文書化(二五)について これも、舊法の規定をだいたい受けついでものである。舊法以前においては、小作契約を文書化するというような、近代社會では當然のことがほとんどおこなわれないうで、口頭の約束が大部分を占めていた。そして、口頭による契約の内容は、地主と小作人との關係からして、小作側に不利に解釋せられることが多かつた。また、文書化といつても、地主のほうでつごうのよい條項をあらかじめ印刷しておき、これに署名捺印を求めるものが壓倒的に多かつた。そこで、舊法以來、文書化が、農林省の定めた雛型にしたがつて昭和二十五年三月からおこなわれ、また市町村農業委員會には小作契約登録臺帳がおかれています。しかし、その進捗状況は、特に政府の怠慢と農村の前近代性により、昭和二十六年一月末現在で、六〇・五%にしか達していない。こうした點からいつて、文書化違反の規定に强行性がないことは問題を残すものであるから、この規定の實現には正當な指導が必要だと考えるものである。

(一) 前掲の川島「封建的契約とその解體」は、敗戦までの日本の小作關係を論じたもの。また、戦後にも、次のような契約書が作成されたことは、注意する必要がある。

「……農地調整法、自作農創設など、いかなる法律改正相成るも、小作人の權利を主張せず、徳義をもつて地主の要求に應じ期限内には土地明渡し返戻仕候。また小作金納と相成るも一ヶ年につき九斗四升あて物納いたすことを承諾致すべく……(宮城縣名取郡下分、上山村)。」

五 未墾地などについて

農地法も、舊農地改革法をだいたい受けついで、未墾地などの規定をおいている(第三章⁽¹⁾)。この問題は、貧農對策、

食糧対策、二・三男対策、失業対策などとして、今後とも重要な意義をもつものである。

舊法によつて、第一表のとおり(昭二四・八・一現在、農林省調)、未墾地もある程度開放せられた。しかし、その内容はむしろ失敗であつたといわなければならない。すなわち、地元農民による増反開墾の場合もそうであるが、特に新

第1表 未墾地開放実績

解放面積	1,132,390
賣渡面積	129,002

第2表 入植および離脱戸數

入植戸數	200,306戸
離脱戸數	63,012戸

しい入植者は苦難の道をたどつてゐる。まず、地主側の激しい妨害がある。それは、買収計畫の規模を小さくさせる等々あらゆる方法をとつてゐるが、表面的な訴訟件數だけでも、昭和二五年三月三十一日現在で六五五件に達してゐる(農林省農地課調)。

これに對して農民側の抵抗がみられたことも、當然であつた。そしてさいわい入植することができた場合でも、一戸平均一町二畝歩(農林省農地局調、昭二四度、内地の平均)からの農業収入だけでは家族四人の生計費が成り立たない。そこで、貯金の引きだし、配給品の轉賣、家財の賣却などによつて、からうじて生活を維持してゐるといふ實情である。このため、第二表のとおり、離脱者も相當にでてゐる(農林省農地局入植課調による)。その理由としては、自作農主義開墾政策、古い營農方式、資金

の缺乏などがあげられる(前近代性・獨占資本・政治權力の結合の表現)。このうちまず、資本の缺乏について一言しておく、昭和二四年九月の東京における全國開拓者大會が、「開墾費反當り一萬五千圓の金額國庫負擔とせよ」「開拓資金の融通方法を改正し開拓者に資金を迅速且つ適確に交付せよ」「開拓金庫を設置せよ」などを決議して、この解決を當局にせまつたことは、そのことを端的に示している。この資金の缺乏は、昭和二四年度豫算が開拓事業費を大はばに削り、開拓事業が以後現實上停止となつたためにもよるものである(三)。不當な政策というほかはない。

また、自作農主義についていえば、小作人や貧農は未墾地に飢えてゐる。前掲の開拓者大會が、未墾地開放の促進に關する多くの決議を採擇したことは(四)、このことを具體的に指摘する。自作農主義開墾政策は、こうした小作人や貧

富をいつまでもその地位に止めておく政策にほかならない。このことは、營農方式にも關係するのであつて、機械化された集團農場などの、新しい方式を自由に選べるようにすべきであつた。このような意味において、自作農主義^(四四)は未墾地などについても不當である。第一次農地改革では開發しようとする未墾地はすべて買収することができた^(舊自創法三三條)のにくらべれば、改悪というほかはない。

(一) 未墾地開放の歴史に關するやや詳しい説明は、和田・橋・三章一、二。ただし、本稿が以下の本文で批判する點は、同書と反對。なお、二三男の相續放棄について、日本私法學會『農家相續の實態』おみよ。

(二) それどころではない。北海道の大雪山は、Kパルプがしつかり食いついている林業地であり、政治屋や官僚が「視察」に立ちよる名勝である。しかし、そのごく近くに散在する開拓農家においては、冬は零下二五度から三〇度になり、まつたく「しばれて」しまう。吹雪にあえば木つばきの屋根も吹きとばされて、雪の中に寝ていることもある。五月には農耕をはじめが、表土はわずか一〇センチぐらい。パルプ材(Kパルプ)の伐出という副業にも、嚴冬期なら凍りついて谷間に轉落する危険がある。しかも、昨年冬には二カ月の貸銀遅拂があつた。開拓民の生活については、なお、戒能編「農地改革後における山村の法的生活」早法二五卷三・四册一三五頁、一四七頁をみよ。

(三) なお、本文でみたような資金の欠亡にもかかわらず、奥地林道費には、惜しみなく金がそがれる。なぜなら、ばく大な林道費が、そのまま木材價格の騰貴となるからである。そこで、地主・然本家と政治屋との開取引。餘りにも政治的な林道。たとえば、東京都水川町の林道費の大部分は、ただ一人の地主K氏の山につかれていた。しかも、こうした政治林道をこえて、いわゆる「獨立」國日本には軍事林道まで出現している。たとえば、「相馬ヶ原豫備隊〔保安隊〕は、前橋の北を經、赤城山麓をぬけて大間々に至る新軍事道路を建設し、今また林道と稱して、芹品から山越えに東村に至る自動車道路が建設中である」。政治林道の事例としては、なお、中島・畑・後掲一三〇頁以下。

(四) その決議は次のとおり。「未墾地開放を促進せよおみよ。

(1) 未開放開拓用地一〇〇〇、〇〇〇町歩の急速開放。

(2) 適地調査部會に開拓者代表を入れよ。

- (イ) 農地委員會中立委員に開拓者代表を入れよ。
 - (ロ) 未墾地開放と同時に建物、立木等開拓に必要なものを優先的に開拓者に拂下げよ。
 - (ハ) 牧野法を改正し未墾地開放に寄與せしめよ。
 - (ニ) 國有林の開放を速かにやれ」と。
- 未墾地開放については、なお、六(三)の註(一)にかかげる諸文獻をみよ。

六 農地法と他の法との關係

以上、だいたい農地法そのものの規定を批判してきたのであるが、以下、農地法と他の法との關係について考察することとしたい。法と社會的基盤・政治權力との強い交渉が、ここでも大いに問題とされねばならないこと、もちろんである。これなくしては、農地法の眞の批判たりえないことを再確認するものである。

一 農地調停について 農地法は、民事調停法との關係において、農事調停に關する多くの規定を設けている(例、三條一項五號、二〇條一項但書)。だいたい農事關係は、やはり前近代的土地所有關係を残している(またそれと獨占資本・政治權力との結合も)。「權利義務の Cosmos」(M. Weber)と對比することができ(一)。農事關係は、權利義務的對立關係ではなく、共同體的人情關係である。このような社會では、權利を主張し、訴訟をするというような、近代社會においては當り前のことでも、むしろきわめて異常な破壊的な行爲とされる。こうした社會の紛争解決方法として愛好されるのが、調停である。それは、紛争において對立する利益に限界を引く方法 (Legal justice) ではなく、對立そのものを「水に流し」て撤回させる方法である。そして、調停者には、紛争兩當事者より社會的に優位にある者たとえば地主・農村ボス(二六)等々、がなる。そのため兩當事者のうち、貧農には不利で、地主または富農には有利な解決になることが多い。たとえば、調停を利用して、地主が小作地とりあげをやつた例は決して少くない。その件數

小作調停(小作關係の)受理別内譯

	(昭和)21年	22年	23年	24年
地主申立	(件) 2,626	3,119	1,990	958
小作人申立	4,167	2,722	1,189	768

は、昭和二一年だけでも、既済四五六九件、未済七三六件である(最高才調)。また、上の表のとおり、戦後地主側による調停の申立て件数が多くなつたのも(農林省農地部調)、小作調停の不合理性を裏書きしている。このような意味において、農事調停は農地法そのものにさえ違反する危険性をもつものである。このことは、たゞい民事調停法に小作官などの意見聴取が規定されていても(民調二七條)、同じことである。(三)

(一) 「権利のための闘争」特に訴訟をするような者は、「不逞のやから」とせられ、それを敢てした者はもちろん、その家族も子々孫々にいたるまで村人から排斥されるという事實は、われわれが多くの農村で見出す現象である。

なお、権利が何であるかについては、末川・立命館五〇年記念論文集、川島・私法五號、拙稿・同志社法學七號などをみよ。

(二) 例、和川・橋、六九頁以下、一八八頁は反對。

二 農業委員会について まず、その機能であるが、舊農地改革法においては、農業委員会

法との關聯で、農業委員会は「農地改革の主體」とまでいわれる機能がある程度いとなむこととなつていたが、農地法においては、その機能さえも全般的に後退している。たとえば、農地の權

利移動・轉用の場合や、農地賃貸借の解除などの場合について、舊農地調整法では、知事の許可または市町村農業委員会の承認をうけなければならぬことになつていたのであるが(農調法四條一項、九條三項)、農地法案では、知事の許可だけをうければよいことと改悪せられた。これは、衆議院の修正によつて、知事が許可する前に、あらかじめ都道府縣農業委員会の意見を聞くこととせざるをえなくなつた。しかしけつきよくは知事の許可によつて權利移動や解除などが認められるのであるし、第一そのような修正をしなければならないほど、舊法とくらべてさえも農業委員会の働きが後

市町村農地委員の性格——所有・耕作面積廣狹別——

	所有			耕作		
	小作	自作	地主	小作	自作	地主
所有(または耕作)せず	31.3					7.9
5反未滿	} 50.4	15.0	5.3	10.5	5.0	15.6
3反~5反				14.7	9.6	15.9
5反~1町	13.9	30.5	9.5	33.4	31.1	26.4
1町~2町	3.3	34.7	21.7	33.6	41.1	24.2
2町以上} [略]						
100町以上}						

農地法批判(續)

退したものとわなければならぬ。

次に、農業委員會そのものの性格が問題であるが、市町村農地委員會々長の出身階層をみると、地主が三七・一%、自作が三四・五%、小作が二六・六%、中立が一・八%となつていて、昭和二三年一二月現在、農林省農地部調)、たしかに地主勢力が優位を占めてゐる。また、委員の性格は上の表のとおりであつて(昭和二二年一二月現在、農林省農地部調)、委員會におけるヘゲモニーはゴチツクにあらわれた階層に集中しており、地主とともに富農や中農上層がヘゲモニーをわけあつてゐる。そして大地主はかげにかくれて糸をひき、表面には中小地主が顔を出しているが、やはり地主が優勢にあることにはかわりがない。もしも農地改革が下からのものであつたならば、當然裁かれるべき立場の地主勢力が、このように優位を示している。しかも、いわゆる中立の會長は公選ではなく、知事の指命による天降りのもののである。そこで、農業委員會は農地改革の中心的な推進力としては不十分だとか、地主や富農に有利な決定ばかりするとか、いう聲も聞かれるのである。

なお、本稿執筆後、政府は、農業團體の再編成を實施するため、農業委員會改正法案を發表した。その主な内容は次のとおりであつて、非常に中央集権的なものであるが、その考察には別の機會をもちたいと思う。

- (1) 名稱 市町村は「農業委員會」、縣段階は「農業委員會議」、全國段階は「農業委員會議所」とする。

(2) 性格 縣農業委員會は、行政事務(供米關係など)のほか、農政活動の私法的な事業(一部米價問題など)をおこなう點で、市町村農委と區別する。全國農業委員會議所は、行政事務の代行をおこなわない。

(3) 農業委員(市町村) 委員の任期を三年(從來二年)とし、現委員は七月十九日までに任期滿了させ、それ以後は新たに選舉する。兼職は自由(町村議員と都道府縣會議員は、農委、または農委會議員になれる)。

(4) 都道府縣農業委員會議員の資格 (4) 知事が都道府縣の區域を十から十五に分け、その區域ごとに招集した代表者會議で互選されたもの各一人 (4) 都道府縣農協中央會の理事一人。 (4) 都道府縣農業共濟組合連合會の理事一人。 (4) 都道府縣農協連の理事ならびに學識經驗者のうち三人以内を會長が指名したもの。 (4) 委員會議の役員は、會長一人、副會長二人とする。

(5) 全國農業委員會議所は加入脱退を自由とし、役員は會長一人、副會長二人、理事十人以内、監事三人以内とする。

(一) たとえば、舊法以前では、官選によつて天下りの任命せられていた農地委員は、舊法により、選舉で選ばれるようにならためられた。このような、近代社會では當然きわまることだが、いまだにおこなわれていないところがあるのは、注意する必要がある。その村は地主勢力が強く、封建的色彩が濃厚なところであるので、…委員會の選出は各部落常會の際話合によつて無投票で決められた。その農地改革は當然地主との妥協の下に行われ、小作人は不利な立場に立つた(青森縣農地部の報告から)。これに似たような事例は、總選舉のさいにも、しばしばみることができ(昭二七秋、京都での法社會學會における磯田進氏の報告)。

(二) 高橋・前掲一〇九—一一〇頁は、だいたい同説。ただし、わたくしが以下の本文で批判する點は、高橋氏においてはふれられてはいない。

(三) 農業委員は、農村ボスになりやすい。たとえば、東京都板橋區徳丸の委員會の會長は、農地改革のさい、よい土地を保有地限度まで自分のものとしただけでなく、村のボスにもよい土地を與え、貧農には悪い土地を與えた。(昭和二十七年夏、民科學生班の調査による)。また本稿二註(九)をみよ。そのような事例は、長野縣小縣郡鹽尻村(平野義太郎監修)土地改革の農民的形態(をみよ)のようなく少數の例外を除いて、枚舉に暇がない。

なお、農村ボスなりにやすいものには、農業委員のほか、村長、村會議員、農業協同組合役員などがある(農民教育協會調査)。これら農村ボスが、資本家や政治屋と強く結合していることに注意せよ。たとえば、右にあげた徳丸農委會長は自由黨員である。

(四) したがって、「自作農創設は、地主的土地所有の排除による農村の民主化(「農村における民主的傾向の促進」という點ではかなりの成功を収めたといつてよい。……これは、選挙の結果や村の各種役員の顔ぶれなどを見れば、それだけでわかることである。」(加藤「一」・國家學會六三卷五號七八頁、同、前掲研究二九—三〇頁)という意見には賛成することができない。

三 農地改革後の山村農家の法的生活について 以上の批判は主に農村についてであるが、わたくしは、従來の多くの論者のように、山村農家の比重を過少評價することはできない。なぜなら、町村數においては四八・七%が、また農家數においては四五・八%が、山村にふくまれるからである(林野利用狀況調査による)。まさに、山國、日本である。そこで、農地改革後の山村農家について一言しておく^(一)。ここでは、前近代的土地所有關係と獨占資本・政治權力との結合が、農村以上に密接である。まず、大地主はいうまでもなく、中小地主も平野地帯における大地主と同じ力をもつことができ、同時に山村の地主であり、この面からも貧農を支配し、レイ屬させている場合が多い。次に、農民は、賃銀労働者と貧農という二重の從屬性をもつ場合が多い。すなわち、貧農としての彼らは地主に對立し、賃銀労働者としての彼らは賃銀をとおして親方や資本家(例、パルプ會社)とも對立している。山村における農地改革の進捗狀況が——以上にも引用してきたように——農村以上に緩慢であつたのは、このような事情にもとづくものである。^(二)

さらに、山村の山林の面積は、次表のとおりであり(そのうち御料林は改革で國有林に編成替)、それは、農民に對して、第一に燃料、第二に肥料や飼料のための草木、放牧地を與える、第三に山林の立木は、製炭や製材として、副業の機會を提供する。こうした意義をもつ山林がほとんど解放されていないことは、重要である。ここで、林業労働

山林の面積

所 有 別	計	調 査 年 度	
		昭和	北海道
料 有 林	1,316,972町	19.4	13.4
料 有 林	6,731,163町	17.4	9
御 國 私	15,835,486町	16.1	9

農地法批判(續)

一一〇

に於いて一言すると、その賃銀は、一日當り伐木三三八圓、運材三五一圓にすぎない。これは鑛業労働者の六〇%程度であり、一時間當りとすれば坑内夫の四〇%にみたない(昭二七・一〇農林統計)。しかも、林業労働は一般に過重労働であつて、そのエネルギーの消費が労働時間中に三三〇〇カロリーに達するものもある。山小屋の飯場の人間以下の生活(栄養不良、掘立小屋、せんべいぶとん)、庄屋制度の古い搾取(木曾の國有林のそれは典型的)はよく知られている。また、焼子についてふれておくと、その焼歩は一俵六、七〇圓程度のもが多い。そこで、よほど腕がよくないかぎり、借金からぬけ出すことができないという。労働基準法は一體どうなつていたのであろうか。さらに、國有林の利用には、國家權力による收奪が直接におこなわれる(「天皇陛下の小作人」)。しかも、森林法・砂防法は、農地法と相まつて、森林計畫・森林組合・伐採調整資金などの規定により、山村民を強制的に立ち退かせ、地主制を發展させる危険性をもつている^(四)。たとえば、森林計畫は、國家的計畫だといわれているが、現實には保守的森林組合の施業案を單に積みかさねたものにすぎないのであつて、土地解放を求める農民への防壁にほかならない。また、伐採制限で、森林地主には伐採調整資金が交付されるが、雇傭の機會を失う林業労働者だけは涙金も貰えない。不當きわまるものというほかはない。

(一) 農地改革後の山村の法的構造については、なお、平野義太郎「農村近代化への道」五五頁以下をみよ。また、次のような調査もある。(1)日評「山村の構造」(山梨縣南都留郡忍野による)特にその第三部(加藤一)、潮見、執筆)、(2)民科法律部會(戒能その他)「官有林地帯」(福島縣白川郡宮本村による)法時二二卷一一號、(3)戒能通孝編「農地改革後における一山村の法的生活」(2)と同じ村による)早稻田法學二五卷三・四冊、(4)中島信也・畑糠「山村家族と家族的支配」(鳥取縣芳櫛町諸魚部落によ

る) 法社會學三など。なお純粹の法律書ではないが、「貧しきからの解放」中央公論七六二號、七七三號をみよ。

(二) しかも、「土地を返さないと山を取りあげるぞ」とは、地主が土地を取りあげる際の常套セリフであるが、山を取られては、農業經營や生活に必要不可欠な燃料・肥料・飼料などを失うので、耕作權を主張できないこととなる(木村「新農地法」四頁〔昭二六〕)。また、富士山麓のある村では、村の入會地が駐留軍の演習場として接收せられてからは、地主の發言の意味が三倍・五倍と強くなつてゐる。また、一般的に採草の地代についていえば、最近では、非常に高くなり、山の落葉が一荷一、〇〇〇圓という例も決して少くない。

(三) たとえば、民科法律部會・前掲の二、戒能・前掲の四などをみよ。しかも、以前では山村民が生活資料を自由に取ることができたのに、山林が御料林となつたため(明二三)一本の木も採取できないで困ることになつた例としては、木曾谷をみよ。長い間、山村民は、御料林へ「盗み」に入つて重い刑罰に處せられることを繰り返して來た。しかし、それではやりきれないので、吾妻村では一定の罪人を初めから順番をこしらえておいて、皆の盗んだ罪をその代表者が一人で引きうけるという方法をとつてゐる(平野・前掲書六四頁、一〇二頁)。

(四) 平野・六七頁はだいたい同説。ただし、その理論構成はあきらかではない。なお、平野・七二頁以下は、治山が衰えた理由として、戦時中の濫伐をあげる(そのこと自體は誤りではない)が、治山によつて利するものが土建資本であることなどには、ふれていない。植樹祭に天皇まで引張りだす「緑の週間」は、緑の宗教といわなければならぬ。

四 農地などの接收について 農地法は、土地收用法や、日米安全保障條約に基づく土地等の使用等の特別措置

法・民事特別法やと相まつて、農地などの接收の規定を設けている(三條一)項六號)。第一に、舊法のもとにおける農地の潰廢狀況は、次の表のとおりである。もとより、接收の補償としては、反當り三九、〇〇〇圓の基準がきめられてゐる。しかし、まず農民にとつては、一反の田畑を造成するのに一〇〇、〇〇〇圓の費用がかかるというのを、どうして三九、〇〇〇圓で賣られるであらうか。しかも、朝夕その上で働く土地には農民の生命が通つてゐるといふ意味で、それは商品ではない。次に、農地などを潰廢することは、それだけ食糧を輸入しなければならぬことで、農民

農地潰廢の状況

農地法批判(續)

	許可件數	許可面積
昭和21. 2. 1 → 21.11.21	13,604件	37,587反
昭和21.11.22 → 22.12.31	61,082	50,412
昭和23年	126,041	106,124
昭和24年	126,142	107,104

以外の人民にとつても損失である。その上、一〇〇、〇〇〇圓というのは農民などの個人的投資だけではなく、政府が道路をつけるなどの公共的投資も含んでいる。これらの投資は、農地の潰廢によつて、零になるわけである。

第二に、保安隊・駐留軍關係の接收地は一六、〇〇〇町歩、近く接收を豫定されているものも相當にある。そうした場合には、交渉というよりは強行であることはあきらかである。特に、アメリカ軍關係の場合そうでありうるし(土地等の使用等特別措置法をみよ)、またその補償も占領下と同じような取扱いを受けうる(同法一〇條をみよ)。しかも、その接收地の上で、皆殺し戦争の練習が着々と進められる。軍事基地における農民の生活がどんなにみじめであるか、これまたいふまでもない。したがつて、このような接收は、普通の接收以上の損失を齎らすものである。特に、アメリカ軍の不法行為に際しては、(民事特別法をみよ)、損害賠償額にも、問題が起るし、また外國軍隊の不法行為にもかかわらず、その賠償について日本國が一部を分擔させられること、それは日本國民の血税によつてまかなわれることにも、大きな問題がある。世界は廣いが、こんな「獨立」國(日本は「獨立」したといわれている)が、一體どこにあるだろうか。

(一) たとえば、參議院における楠見義雄氏「綠風會」の質問の一部に、「豫備隊「保安隊」の人々がこれは上官の命令でやつてゐるのだ、文句があつたら上官のところに行け、あるいは進駐軍「駐留軍」の指示によつてやつてゐるのだ、こういうことを言つておるといふことと、文句を言うものに對しては、これを何らか思想的な背景ある者として警察が取締つておる。この二つの事實は注目すべきことだ。政府は國內防犯のために警察豫備隊の増強に専念しておられる。ところが國內治安を不安ならしめておるのは、むしろ警察豫備隊自身のかかる行動ではないか」と。しかし、右の事實を否定する政府の答辯は何もない。なお、「上官」「進駐軍」「警察」は、日本政府やホワイト・ハウスやウォール街に直結していることを注意せよ。

(二) ほんの一例をあげると、相馬ヶ原基地周辺の小作人たちは、土地を接收されたので、生きる糧の道を失い、夜闇にまぎれタマの飛びかうもとで弾丸がらひろいをはじめねばならなくなつた。このため傷つき命をおとした者も一〇〇人以上になる。いま彼らは、堀立小屋に住み、ボロぎれを着、女の人でさえ前だけボロで被つてハダシであるという。そのほか、基地が児童教育に與える影響、基地の治安、労働条件等々も、七〇〇に達するという軍事基地の大きな問題となつてゐる。

七 結 語

日本農民は、長い間「殺すべからず生かすべからず」の政策の下にあえいできた。舊農地改革法によつてある程度よくなつたと思われる農地關係には、以上に批判してきたとあり、前近代的土地所有關係と國內外の獨占資本・政治權力との不可分な結びつきが今なおみられる。(一) いわゆる「獨立」國日本の農民にも、みな殺し戦争の脅威は不遠慮におそいかかろうとしている。農地法は、このような現實を殘存させて、地主制を發展せしめ、貧農を破滅におとしめる危険性をもつものである。本法全體を貫く自作農主義(本稿一)(二)、農地など權利移動の最低基準面積に關する規定(本稿二)などは、その一例にすぎない。しかも、農地法は日本法(日米安全保障條約、破壊活動防止法等々の惡法を含む)の一環にほかならないのであるから、舊農地改革法が成功をみたとか、農地法がよくできた法律であるとは、わたくしにはどうしても考えることができない。

農地の解放、そして貧農の解放、これなくしては日本の解放はありえない。だが、他方において、貧農も、今や、何が正しいかを考えつつある。土地管理運動、供出・税金闘争等々の激しい農民運動を、われわれは見る事ができた。低米價・低賃銀、そして高税金を、高米價・高賃銀・低税金にきりかえる勞農統一戦線。農村を、いな日本を破壊に導く戦争に反對する農民。それは夢では決してないであらう。

(一) 朝には星を頂いて出、夕には月を踏んで歸るといふ四つんばいの超過労働。ここでは労働基準法の適用はない。土曜も日曜もない。「五月田植は泣く子がほしや、畦に腰かけ乳のましよ」、これはしばらくの休息だけを欲する嫁である。大人だけでは

ない。「働く人が足りなくて、仕事がかいかないので、私達はたびたび學校を休まなければなりません」(山びこ學校)。それは子供たちにとつてどんなに悲しいことであろうか。農家勞働の激しさについては、なお戒能編・前掲一三九頁以下をみよ。

(二) ここで、念のため、獨占資本の農村支配(低米價供出・重税・シエレーなど)に關してつけ加えておきたい。そのうち供出については、政府は外國からは米を一萬五千圓で買ひながら、農民からは七千五百圓でとりあげている。シエレーの一例として、肥料(硫酸)は外國には六百圓で賣りながら、農民には九百圓をおしつけている。なお、重税については、四(二)のグラフをみよ。

前近代的所有關係と獨占資本、前近代性と政治權力については、今やいうまでもないであろうから、ここでは、獨占資本と政治權力との結合ということをも、一例でもつて確認しておこう。アイゼンハウアー内閣とウォール街(特に、ロツクフェラー・デュボン、モルガン財團)との密接な結託をみよ。それは、日本農民と無關係では決してない。たとえば、農民にとつても最大のマイナスである戦争によつて、本稿の註(四)、もうける一部の人がある、ということである。

(三) ことわるまでもないが、本稿で問題にする地主制は、個々の地主ではなく、制度としての地主制である。個人としては善良な、また氣の毒な地主もあることを、わたくしはよく知つている。同じ地主といつても、北海道なる鳩山一郎氏の大農場と、薄給の老官吏が餘生を送るために買ったわずかな田畑とを、同一に論じたものでもない。地主制のピラミッド。その頂點には、天皇様やアイク氏が鎮座します。

(四) なお、舊農地改革法は「農村における民主的傾向の促進」をうたつていたのを(舊自創法一條、農地法は抹殺した。この點は、保守政黨である改進黨からさえ指適せられたところであつて、(衆議院本會議での吉川久衛氏の討論)、農地法の非民主的性格の一表現である。これに對して政府側は、民主化促進など當然の前提だと答えているが、(齋藤、前掲二頁)、從來あつた正常なものをわざわざ削除したことにも、問題が残つていたのである。